

Mini Report 2025

Saitama Prefectural Credit Federation
Of Agricultural Cooperatives

2025年9月期 上半期ディスクロージャー誌

Profile

(令和7年9月末現在)

名 称 埼玉県信用農業協同組合連合会(愛称:JAバンク埼玉県信連)
 本店所在地 〒330-9001さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号
 電 話 番 号 048(829)3504(代表)
 ホームページ <https://www.jabank-saitama.or.jp/kenshinren/>
 設 立 昭和23年8月
 従 業 員 数 175名
 賯 金 残 高 2兆9,576億円
 貸 出 金 残 高 4,063億円
 出 資 金 1,656億円
 自己資本比率 14.66%



Contents



※業績等の数値は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。

● ごあいさつ	1
● JAグループ・JAバンクの概要	2
● 経営方針	4
● 業績	5
● 農業協同組合法及び金融再生法に基づく 開示債権	6
● 有価証券等の時価情報	7
● 地域金融機関としての取組み	8
● サステナブル経営ポリシーに基づく取組み	14
● 機構	17
● 店舗等一覧	17

ごあいさつ

平素より私たち埼玉県信用農業協同組合連合会（愛称／JAバンク埼玉県信連）をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当会は、昭和23年の設立以来、埼玉県農業と県内農業協同組合（愛称／JA）並びに地域社会の発展を金融面から支援する金融機関として歩んでまいりました。

この度、上半期の業績及び活動状況等を皆様にご紹介するため、「Mini Report 2025」を作成いたしました。この小冊子をご高覧いただき、当会に対するご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

我が国の経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される一方で、物価上昇継続による消費者マインドの下振れに伴う個人消費への影響が、景気を下押しするリスクとなっており留意が必要です。このような中、政府は生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資、防衛力と外交力の強化を柱とした「総合経済対策」を策定し、強い経済の実現を目指すこととしています。

金融市場を取り巻く環境は、各国の経済政策運営や地政学的リスク、国際金融市場の動向などにより、依然として不確実性の高い状況が続いている。併せて、国内においても金融・為替市場への影響を注視していく必要があります。10月の新内閣発足による経済政策への期待感等から日経平均株価は初の5万円台に到達しました。日銀は政策金利を据え置く展開が続いておりますが、今後、米通商政策の影響や経済・物価情勢を踏まえた中で追加利上げに踏み切る可能性があるとみられています。

農業を取り巻く環境は、昨年から続く米価格の高騰に対し、政府は備蓄米の放出を行うなど価格の安定に向けた取組みを行ってきました。今年はピーク時に比べ販売価格は落ち着きを取り戻したものの依然として高値水準が継続しており、今後の政策方針等が注視されます。また、農村においては、人口減少と高齢化が進む厳しい状況が続いており、担い手の育成・確保を進めるとともに、多様な農業者による農地の保全に向けた対策が重要となっています。

このような情勢下、当会といたしましては、第15次中期経営計画（令和7年度～令和9年度）の初年度として、JAとの連携のもと基本戦略である①持続可能な収益基盤の構築、②JAの経営基盤強化支援、③経営基盤の強化・確立に取り組み、JAグループが掲げる「組合員・地域とともに食と農を支える協同の力」の発揮に向けた組織づくりを図ってまいります。

今後につきましても、農業及び地域のメインバンクとして、皆様に一層信頼いただける金融機関を目指し、役職員一丸となって経営の合理化・効率化、並びにリスク管理の徹底に努めるとともに、金融サービスの向上に対し最善の努力を果たす所存でございます。

引き続き皆様のご理解と一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申しあげます。

令和7年12月

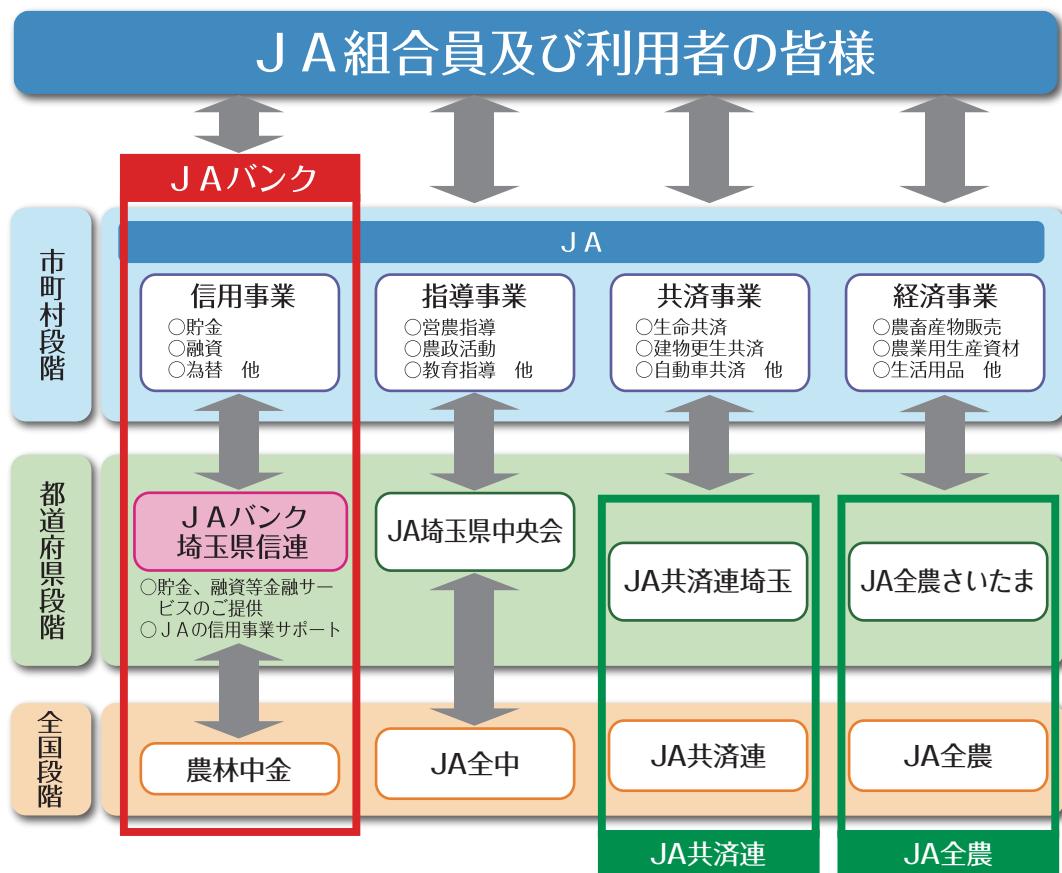
経営管理委員会会長 **坂本 富雄**
代表理事理事長 **黒澤 篤**

▶ JAグループ・JAバンクの概要

◆ JAグループ

JAグループは、農家組合員をはじめとする組合員組織を基盤に、市町村段階のJA、都道府県段階・全国段階の連合会等の組織で構成し、それぞれが機能を分担し、信用事業のほか、指導事業・経済事業・共済事業等を展開しています。この市町村段階から全国段階までの仕組みを「JAグループ」と呼んでいます。

また、信用事業においては、総称して「JAバンク」と呼んでおり、JAと各都道府県域において信用事業の本部機能を担う信連、全国域の本部機能を担う農林中央金庫をもって「JAバンク」グループを形成しています。



◆ JAバンク埼玉

埼玉県内15JAの信用事業部門と当会の機能を総称して、「JAバンク埼玉」と呼び、JAと一体となって信用事業を展開しています。

当会は、信用事業を営む連合会として、JAの事業運営をサポートする県域機能を発揮するとともに、地域金融機関としてJAと一体となって、組合員や地域利用者、企業などの皆様のお役に立つ金融サービスをご提供できるよう努めています。

JAバンク埼玉

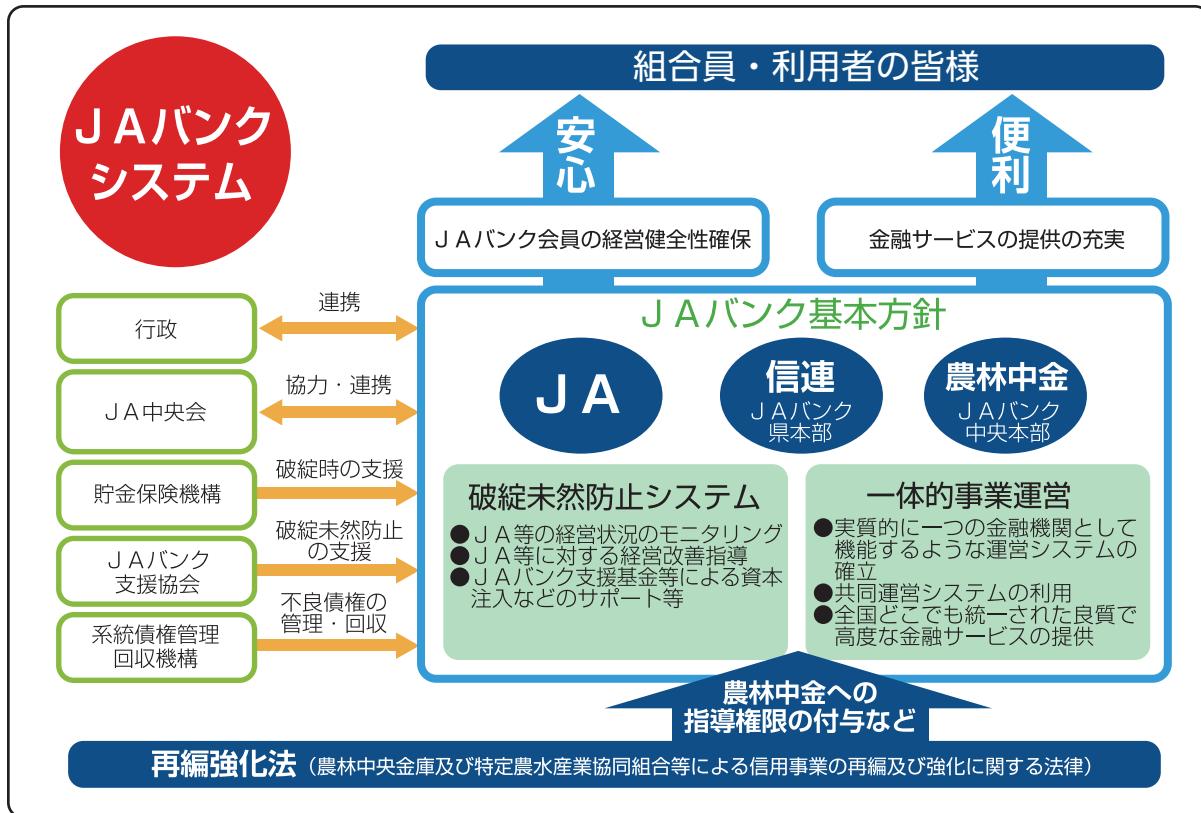
● JAさいたま	● JA南彩	● JAちちぶ	● JA埼玉岡部
● JAあさか野	● JA埼玉みずほ	● JA埼玉ひびきの	● JA花園
● JAいるま野	● JAさいかつ	● JAくまがや	● JAほくさい
● JA越谷市	● JA埼玉中央	● JAふかや	● JAバンク埼玉県信連

◆ JAバンクシステム

「JAバンクシステム」とは、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JAバンク会員が総力を結集し実質的に「ひとつの金融機関」として機能する仕組みのことをいいます。

このシステムは、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を活かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

当会は、県内JAの事業運営のサポート等「JAバンク埼玉県本部」としての役割を担っています。



◆ JAバンク・セーフティーネット

JAバンクでは、より安全な金融機関として信頼を得るために独自の「セーフティーネット」を構築しています。JAバンク全体で経営の健全性を確保する仕組みである「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度」により、組合員・利用者の皆様に一層の安心をお届けします。

破綻未然防止システム

経営破綻を未然に防止するための
JAバンク独自の制度

- JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するための独自の制度です。
- JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の定めた経営健全性の基準よりも更に厳しい自主ルール基準（達成すべき自己資本の水準、体制整備等）を設定しています。
- JAバンク全体で個々のJAの経営状況を常時チェックし、適切な経営改善指導等を行います。

貯金保険制度

(農水産業協同組合貯金保険制度)

貯金者等保護のための公的な制度

- 万一、JA等が貯金などの払い戻しができなくなった場合に貯金者などを保護するとともに、資金決済の確保等を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とした制度です。
- この制度は、銀行・信金・信組等が加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。

▶経営方針

経営理念

J Aとともに顧客の期待と信頼に応え、地域経済の発展に寄与する金融機関（JAバンク）を目指す。

経営姿勢

当会は効率的な業務運営のもと、JAと一体となって強固な経営基盤並びにJAバンク埼玉を確立する。

サステナブル 経営ポリシー

- ①活力ある県域農業の持続に向けた貢献
- ②豊かな暮らしのある地域社会の維持に向けた貢献
- ③環境問題の解決・気候変動の課題に対する貢献

当会は、JAが農業・地域の発展に貢献し、組合員・利用者になくてはならない組織であり続けるために、JAをサポートしていくことが不变の使命であると認識しております。この役割を果たすべく、当会は経営理念・経営姿勢に基づきJAへの収益・機能還元を安定的・継続的に果たし、JA自己改革の着実な実践を支えていくため、令和7年度より「第15次中期経営計画」に取り組んでいます。

また、当会は第14次中期経営計画より事業活動を通じた持続的な社会の実現のため、3つの取組指針「サステナブル経営ポリシー」を定め、地域活性化や環境対策、働き方の多様化等を推進し、令和12年（2030年）を達成年度とした長期的な目標に取り組んでいます。

第15次中期経営計画（令和7年度～令和9年度）

当会は、不变の使命（会員JAへの収益還元・機能還元、地域金融機関としての役割発揮）を果たすため、第14次中計の基本戦略を継続・発展させてまいります。特に安定的・持続的な収益還元を意識し、リスクマネジメントの高度化とともに資金運用力の強化、並びにコスト削減・抑制に取り組みます。

サステナブル経営を通じて果たす3つの使命

～持続可能な農業・地域共生に貢献する金融機関（JAバンク埼玉）を目指して～

S D G s達成への貢献を通じた地域金融機関としての役割発揮

収益還元（JAへの安定的・継続的な収益還元）

機能還元（JAから必要とされる指導力とサポート機能発揮）

3つの基本戦略

1. 持続可能な収益基盤の構築

国内外の金利動向等金融環境の変化に応じた収益力の向上に努めつつ、ESG地域金融への取組拡充等を通じた中長期的な顧客基盤の創出により、収益基盤を確保します。

【個別戦略】
1. 資金運用力の強化
2. 事業運営コストの削減・抑制
3. 農業・地域活性化への貢献

2. JAの経営基盤強化支援

J Aの事業展開等をサポートし、多様化する農業・暮らし・地域の実情に応じた課題解決に全力で取り組める環境を整えることで、JAの存在価値の確立を目指します。

【個別戦略】
1. 金融仲介機能の発揮
2. 接点の構築・充実
3. 不断の取組み

3. 経営基盤の強化・確立

ALMを含めたリスク管理の高度化とともに、金融機関として具備すべき水準の内部管理態勢強化や効率的な業務運営体制の構築等に取り組みます。

【個別戦略】
1. 内部管理態勢の強化
2. 人的資本経営
3. 地域金融機関としての役割発揮

▶業 績

令和7年9月末の業績につきましては、会員JA及び関係機関によるご支援・ご協力のもと、役職員一体となって取り組んだ結果、経常利益は47億55百万円、当期剰余金は34億44百万円を計上しました。

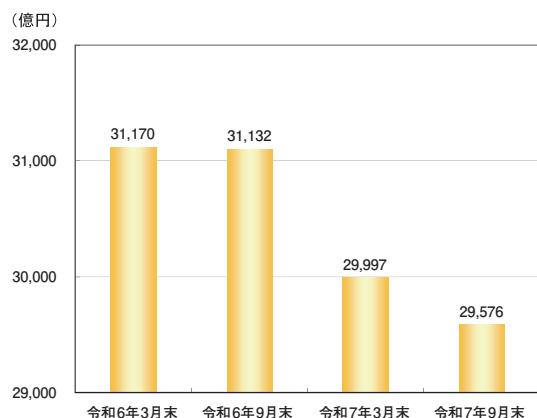
また、自己資本比率は、JAバンク基本方針で定めた自主ルール8%基準を上回る14.66%となりました。

主な業績及び経営指標の推移

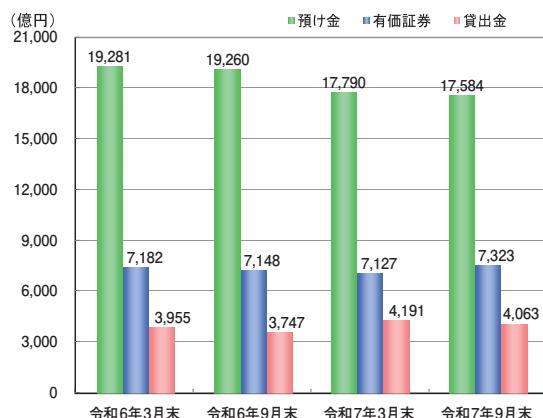
(単位：百万円、%)

	令和6年3月末	令和6年9月末	令和7年3月末	令和7年9月末
貯 金	3,117,050	3,113,272	2,999,795	2,957,688
貸 出 金	395,592	374,782	419,153	406,392
預 け 金	1,928,100	1,926,070	1,779,044	1,758,449
有 価 証 券	718,289	714,851	712,761	732,339
経 常 利 益	5,916	5,198	5,774	4,755
当 期 剰 余 金	4,863	3,773	4,728	3,444
自 己 資 本 の 額	241,054	244,837	243,279	246,850
リスク・アセット等の額の合計額	1,392,423	1,354,766	1,727,726	1,683,109
自 己 資 本 比 率	17.31	18.07	14.08	14.66

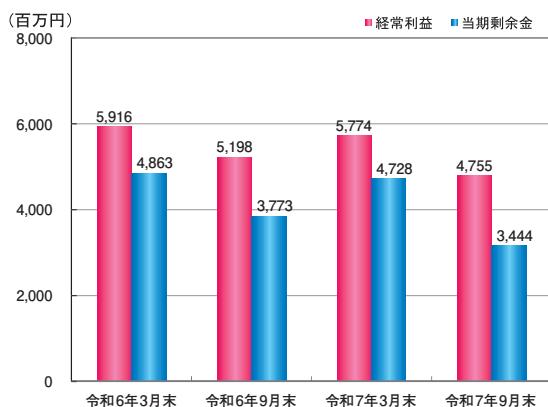
貯金の推移



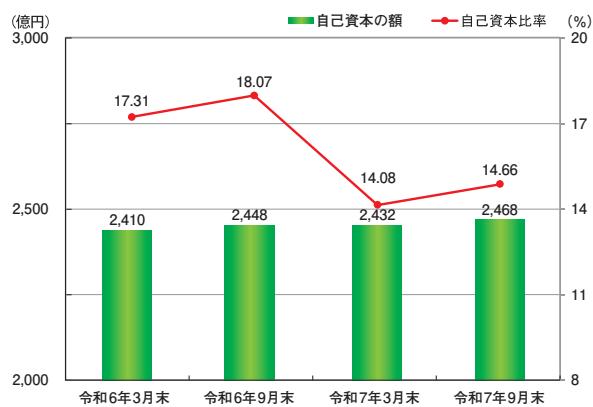
資金運用の推移



損益の推移



自己資本比率の推移



(注1) 令和6年9月末及び令和7年9月末の経常利益、当期剰余金並びに自己資本比率は、各期の仮決算結果に基づき算出したものです。

(注2) 自己資本比率は、金融庁・農林水産省告示第2号「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しています。バーゼルⅢ最終化の国内適用により、令和7年3月末より算出方法が変更となっています。

▶ 農業協同組合法及び金融再生法に基づく開示債権

(単位：百万円)

債 権 区 分	令和6年9月末	令和7年3月末	令和7年9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	8	1	4
危険債権	1,595	667	671
要管理債権	—	—	—
(うち三月以上延滞債権)	—	—	—
(うち貸出条件緩和債権)	—	—	—
小計	1,603	669	676
正常債権	384,519	429,895	417,130
開示対象債権合計	386,123	430,564	417,806

(注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

(注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

(注3) 要管理債権

農業協同組合法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

(注4) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

(注5) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元金の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

(注6) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(注1)から(注5)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

農業協同組合法及び金融再生法の開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円, %)

債権区分	令和6年9月末				令和7年3月末				令和7年9月末						
	債権額 (A)	保全額			保全率	債権額 (A)	保全額			保全率	債権額 (A)	保全額			保全率
		担保・ 保証等	貸 引当金	合計(B)			担保・ 保証等	貸 引当金	合計(B)			担保・ 保証等	貸 引当金	合計(B)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	8	6	1	8	100.00	1	—	1	1	100.00	4	2	1	4	100.00
危険債権	1,595	95	1,469	1,565	98.10	667	93	542	636	95.39	671	96	549	645	96.12
要管理債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち三月以上延滞債権)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち貸出条件緩和債権)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計 (C)	1,603	102	1,470	1,573	98.11	669	93	544	638	95.40	676	98	551	649	96.14
正常債権	384,519					429,895					417,130				
開示対象債権合計(D)	386,123					430,564					417,806				
不良債権比率	0.41					0.15					0.16				

(注1) 担保・保証等の保全額は、自己査定に基づき計算した担保処分可能見込額及び保証により回収可能と認められた額の合計です。

(注2) 保全率 = (B) / (A) × 100

(注3) 不良債権比率 = (C) / (D) × 100

(注4) 令和7年9月末の計数は、9月末の仮決算において3月末決算と同一に自己査定要領により実施した自己査定結果、並びに資産の償却・引当要領に基づき計上したものです。

▶有価証券等の時価情報

有価証券

(単位：百万円)

区分	取 得 価 額	時 価	差 額
令和6年9月末			
売 買 目 的	—	—	—
満 期 保 有 目 的	261,525	254,664	△6,860
そ の 他	419,071	453,326	34,254
合 計	680,596	707,990	27,393
令和7年3月末			
売 買 目 的	—	—	—
満 期 保 有 目 的	261,205	245,309	△15,895
そ の 他	417,943	451,555	33,612
合 計	679,148	696,865	17,716
令和7年9月末			
売 買 目 的	—	—	—
満 期 保 有 目 的	250,174	232,142	△18,032
そ の 他	434,102	482,165	48,062
合 計	684,276	714,307	30,030

(注1) 有価証券の時価は、各基準日における市場価格等に基づいて算出しています。

(注2) 満期保有目的有価証券並びにその他目的有価証券の取得価額は、償却原価適用後、減損後の帳簿価額を記載しています。

金銭の信託

(単位：百万円)

区分	取 得 価 額	時 価	差 額
令和6年9月末			
運 用 目 的	—	—	—
満 期 保 有 目 的	—	—	—
そ の 他	180,870	200,724	19,854
合 計	180,870	200,724	19,854
令和7年3月末			
運 用 目 的	—	—	—
満 期 保 有 目 的	—	—	—
そ の 他	181,678	194,900	13,222
合 計	181,678	194,900	13,222
令和7年9月末			
運 用 目 的	—	—	—
満 期 保 有 目 的	—	—	—
そ の 他	163,395	177,962	14,567
合 計	163,395	177,962	14,567

(注1) 金銭の信託の時価は、各基準日における市場価格等に基づいて算出しています。

(注2) その他目的金銭の信託の取得価額は、償却原価適用後、減損後の帳簿価額を記載しています。

▶ 地域金融機関としての取組み

当会は、埼玉県を事業地域として、県内のJA等が会員となってお互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念とする相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会は、組合員をはじめとする皆様の経済的・社会的地位の向上を目指し、JA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域の皆様へ資金供給や経営支援などの金融機能を提供しています。また、事業活動を通じて持続的な社会の実現に貢献するサステナブル経営の一環として、「ESG投融資」に取り組み、社会課題解決への貢献を果たしています。

地域からの資金調達・地域への資金供給の状況

当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた組合員及び地域の皆様の大切な財産である貯金を源泉としています。また、お預かりした貯金は、資金を必要とする地域の皆様や、JA・農業に関連する企業・団体及び地方公共団体などにもご利用いただいているいます。

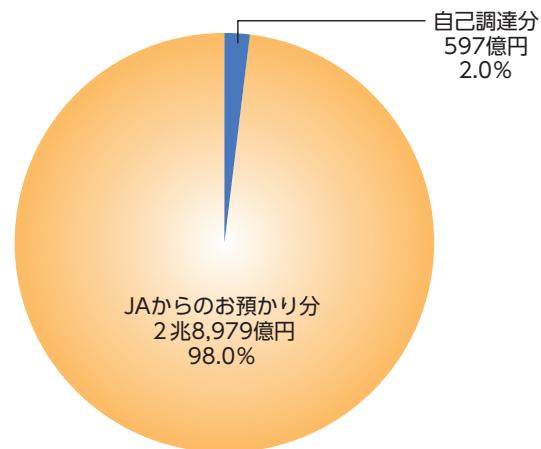
地域からの資金調達の状況

■ 貯金残高の構成

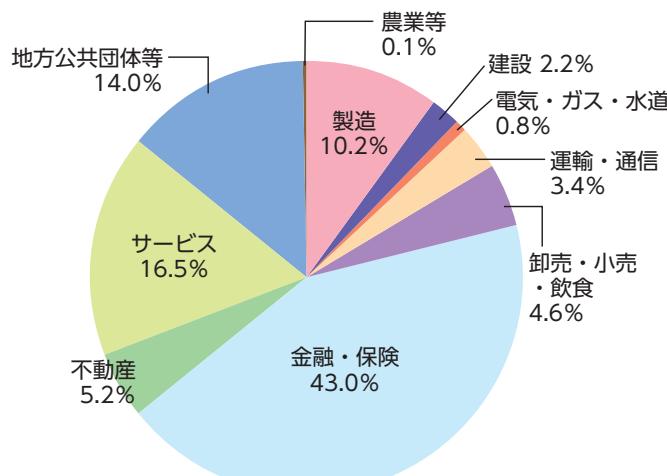
令和7年9月末の当会の貯金残高は2兆9,576億円となっており、うち2兆8,979億円を県内JAからお預かりしています。

また、JAや農業団体だけではなく、地域金融機関として、地方公共団体や地域の企業などからも広く資金をお預かりしています。

貯金残高 2兆9,576億円
(令和7年9月末)



貸出金残高 4,063億円
(令和7年9月末)



地域への資金供給の状況

■ 業種別の貸出金残高の構成

地域経済の発展に寄与する金融機関（JAバンク）という経営理念から、地域の企業や個人の皆様の幅広い資金ニーズに迅速・的確にお応えするよう努めています。

また、(株)日本政策金融公庫、(独)住宅金融支援機構などの受託金融機関として、農業・住宅・教育などの制度融資の窓口となっています。

なお、当会では埼玉県向け貸出及び埼玉県債引受けを通じて、県の公共事業、社会福祉・文化施設等に係る資金供給を行っています。

※令和7年9月末におけるESG投融資残高は598億円となっています。

お客さま本位の業務運営の更なる定着

当会では、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を公表するとともに、JA組合員・利用者の皆様の安定的な資産形成に貢献するための具体的な取組みを実践しています。

また、その取組状況及び「お客さま本位の良質な金融商品・サービスを提供する金融事業者をお客さまが選ぶうえで比較することのできる統一的な指標」（「比較可能な共通KPI」）を公表しています。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

J Aグループは、食と農を基軸とする地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、下記、経営理念並びに経営姿勢に基づき、JA組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

【経営理念】「JAとともに顧客の期待と信頼に応え、地域経済の発展に寄与する金融機関（JAバンク）を目指す。」

【経営姿勢】「当会は効率的な業務運営のもと、JAと一体となって強固な経営基盤並びにJAバンク埼玉を確立する。」

1. お客さまへの最適な商品提供

(1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお、当会は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文及び（注）、原則3（注）、原則6本文及び（注2、3、6、7）、補充原則1～5本文及び（注）】

＜主な取組み＞

- お客さまに提供する金融商品は、商品数を絞り選びやすさを重視しており、長期投資に適していること・運用実績が良好であること・良心的な手数料水準であること等の様々な観点から独自に金融商品を選定し、「JAバンクセレクトファンド」として取り揃えております。また、金融商品選定に際し、投資運用会社のプロダクトガバナンスの実効性が確保されていることを確認しております。
- JAバンクでは、製販全体で組合員・利用者の皆さまの最善の利益を実現するために、金融商品を購入された組合員・利用者の皆さまの属性（年代、投資目的等）及び販売状況に関する情報等を投資運用会社に提供し情報連携します。

2. お客さま本位のご提案と情報提供

(1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。【原則2本文及び（注）、原則5本文及び（注1～5）、原則6本文及び（注1～6）】

＜主な取組み＞

● 商品のご提案に際しては、お客さまの金融知識・取引経験・取引の目的等を十分にお伺いし、お客さまのニーズやご意向を的確に把握するとともに、JAバンク独自資材「資産運用スタイル診断シート」を活用し、お客さまのリスク許容度を共有したなかで最適な商品をご提案いたします。

● 運用会社より特定・公表された販売対象として想定する顧客属性を踏まえつつ、お客さまの適合性を判断し、適切に販売いたします。

(2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供いたします。【原則4、原則5本文及び（注1～5）、原則6本文及び（注1、2、4、5）】

＜主な取組み＞

● お客さまにご提案させていただく金融商品については、重要な商品情報が記載された「重要情報シート」を用いて、その商品特性やリスクに見合った情報を、ご理解・ご納得いただけるよう丁寧にご説明いたします。

● ご購入いただいた金融商品の運用状況について、いつでもお客さまご自身で確認できる「JAバンクアプリ」をご案内いたします。

(3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するように、丁寧かつ分かりやすい説明に努めています。【原則4、原則5本文及び（注1～5）、原則6本文及び（注1、2、4、5）】

＜主な取組み＞

● お客さまからいただく手数料や報酬等については、販売用資料や「重要情報シート」を用いて丁寧に分かりやすくご説明するとともに、JAバンク独自資材「セレクトファンドマップ」を活用して、他の商品とも比較いただき、適切にご検討・ご判断いただける情報の提供をいたします。

3. 利益相反の適切な管理

(1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することができないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理いたします。【原則3本文及び（注）】

＜主な取組み＞

● 当会では、「利益相反管理方針」に基づき、利益相反のおそれのある取引を特定・類型化し、あらかじめ定めた管理方法（担当部門の分離・取引条件の変更又は中止、お客さまへの開示等）により、お客さまの利益が不当に害されることができないよう適切に管理いたします。

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

(1) 研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築いたします。【原則2本文及び（注）、原則6（注5）、原則7本文及び（注）】

＜主な取組み＞

● 高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成するため、職員に対してコンプライアンスや利益相反等に関する研修を継続的に実施してまいります。

また、お客さまへの最適な提案を実践するため、各種検定試験の受験等を通じて、より高度な専門性を有する職員の育成に取り組んでまいります。

(※) 上記の原則及び注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2024年9月改訂）との対応関係を示しています。

地域密着型金融への取組み

農業者等の経営支援に関する取組方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け「金融円滑化にかかる基本的方針」を定め、お客様の経営支援に取り組んでいます。

また、経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当会は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施しています。当会は、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めています。

金融円滑化にかかる基本的方針

- 1 当会は、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
- 2 当会は、事業を営むお客様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客様の経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当会は、お客様から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客様の経験等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めてまいります。
- 4 当会は、お客様からの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当会は、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等(政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。)と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当会は、お客様からの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることができるよう、次のような体制を整備しております。
 - (1) 理事長以下、専務理事・常務理事・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 常務理事(業務統括本部長)を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めてまいります。
 - (3) リスク統括部・業務部・農業部を構成部門とする「金融円滑化協議会」にて、金融円滑化の観点から個別案件にかかる対応の適切性等に關し協議します。
 - (4) 業務部長・農業部長を「金融円滑化管理担当者」とし、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めてまいります。
- 7 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

経営者保証ガイドラインを踏まえた取組方針

当会は、本ガイドラインの趣旨や内容を十分に踏まえ適切に対応するため、以下のとおり取組方針を定めます。

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人・個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしているお客さまから資金調達の要請を受けた場合には、当該法人等の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で、検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) お客さまとの間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 保証金額の設定については、お客さまの各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) お客さまから既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者及び保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行います。
また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

※本ガイドラインの詳細については、全国銀行協会又は日本商工会議所のホームページをご参照ください。

農業者等の経営支援に関する体制整備

JAバンク埼玉では、地域の農業者との関係を一層強化するための体制整備に取り組んでいます。

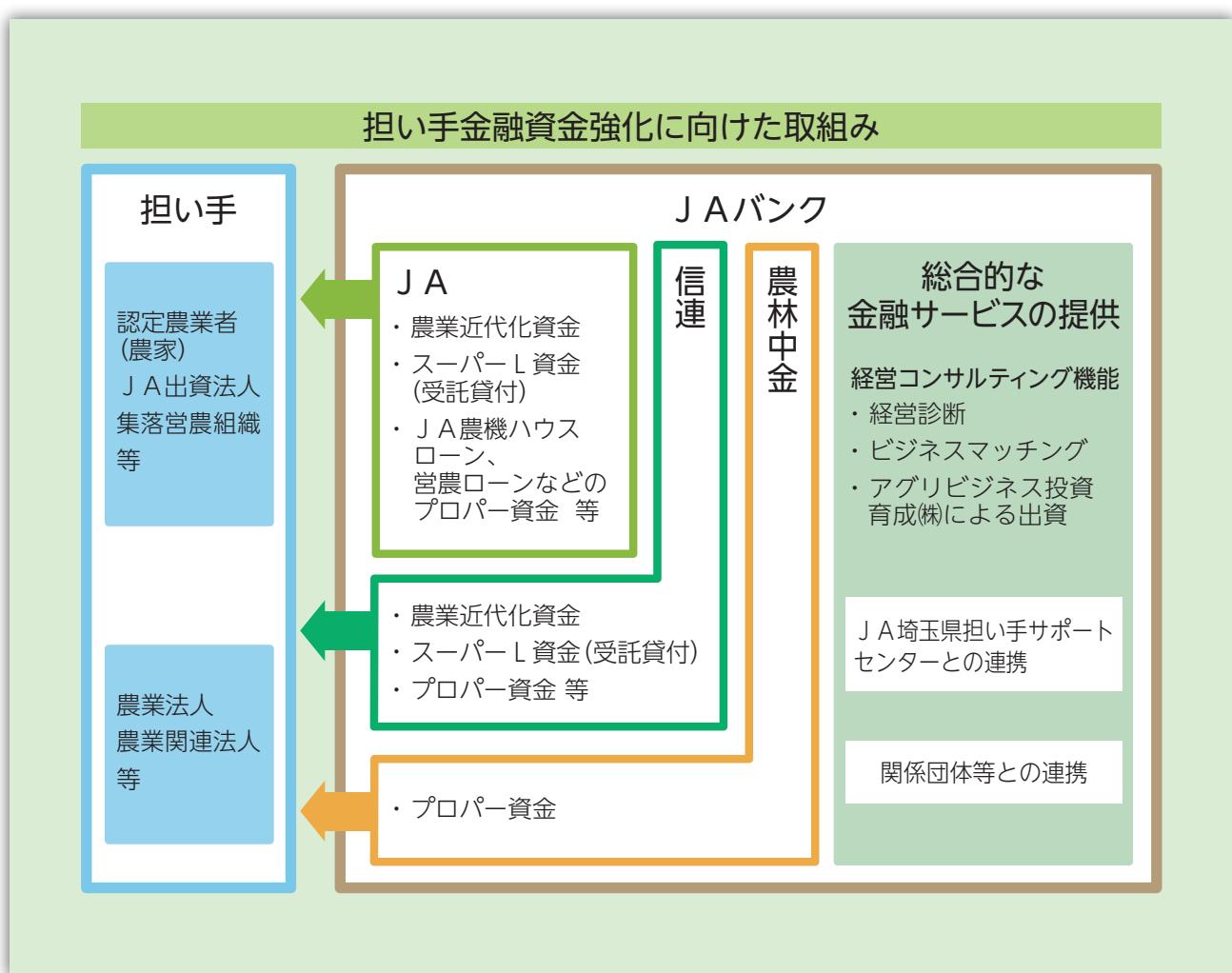
J Aでは営農・経済担当者がお聞きした情報を本支店の農業融資担当者が把握し、農業融資に関する訪問・資金提案活動を実施しています。なお、県内15 J Aの本店には「担い手金融リーダー」が設置され、支店の活動をサポートしています。

また、農業融資担当者等の専門知識の習得・相談対応力向上を目的に、JAバンク独自の資格制度である「JAバンク農業金融プランナー」の資格取得を勧めており、累計909名（うち当会120名）が取得しています（令和7年9月末現在）。

当会農業部では、JAのサポート・指導、農業法人等への融資相談を担う「県域農業金融センター機能」の拡充・強化を図るとともに、「JA埼玉県担い手サポートセンター」(※)とも連携して、担い手経営体の多様なニーズへの対応に尽力しています。

※ J A埼玉県担い手サポートセンター

「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」に向けて、JA（担い手支援部署）とともに担い手経営体への個別支援・事業提案等を実践することを目的とした県域（県中央会・各連合会）の共通事務機構です。



地域農業成長支援の取組み

● JAバンク利子補給制度

農業者のお借入に係る金利負担の軽減を目的に、対象資金に対して1%を上限として利子補給を行っています。

対象資金

農業近代化資金、JA農機ハウスローン、アグリスーパー資金、担い手応援ローン、アグリマイティー資金（アグリエース資金のみ）、JA交付金等つなぎ資金



● JA農業資金保証料助成制度

県域独自の施策として、農業資金の融資に係る保証料の負担軽減を目的に、対象資金のお借入時に埼玉県農業信用基金協会に支払った保証料全額を助成しています。

対象資金

JA農機ハウスローン



●アグリビジネス投資育成(株)と連携した各種ファンドの活用

農業をビジネスとして確立させようと積極的に活動し、将来の担い手として期待される農業法人の事業力強化のため、金融サービスの1つとしてアグリビジネス投資育成㈱と連携し、「アグリシードファンド」（農業法人への資本供与）等の各種ファンドを提案しています。



ウクライナ情勢に伴う 原油価格・物価高騰等の影響を踏まえた対応

J A バンク埼玉では、ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業者の経営を支援するため、以下のとおり対応を行っています。

●融資等に関する災害等相談窓口の設置

農業者の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、迅速かつきめ細やかな対応を行うため、相談窓口を設置しています。

窓口設置場所	お問い合わせ先
JA埼玉県信連 農業部	電話番号 048-829-3519 FAX 048-829-3049 所在地 さいたま市浦和区仲町2丁目16番6号

●金融支援の実施

ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けるJA組合員（農業者、農業法人等）を支援するため、借入金の負担軽減を目的に、対象資金に対して1%を上限とした利子補給とお借入時に埼玉県農業信用基金協会に支払った保証料全額を助成しています。

▶サステナブル経営ポリシーに基づく取組み

【SDGs取組宣言】

わたしたちJAバンク埼玉県信連は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に賛同し、その達成に向けて、事業・活動に取り組みます。

今後はさらに、わたしたちの事業や活動が与える多面的な影響にも配慮しながら、地球的視野に立ち、地域社会を構成する一員として、組織・事業・経営の革新をはかり、社会的役割を誠実に果たします。

当会はSDGsに係る取組みを埼玉県と共に推進することを目的として、「埼玉県SDGsパートナー」に登録しています。



埼玉県が県内企業・団体の社会貢献活動を応援する取組みである「SAITAMA社会貢献プロジェクト」に参加しています。



● SDGs支援積立金を活用した連携支援

当会は「SDGs支援積立金」を創設し、JAや行政・団体等が行う環境保全や地域社会を支える取組み等を中長期的に支援しています。

埼玉県中央部森林組合においては、林業分野における環境負荷軽減対策・気候変動対策に係る組合活動に対する支援を行いました。

今後もSDGsの目標達成に向けた地域支援を推進してまいります。



埼玉県中央部森林組合育苗ハウス内の少花粉スギ苗。
設備の一部に支援金を活用（神川町）

(ポリシー1) 活力ある県域農業の持続に向けた貢献

就農支援事業

新規独立就農者又は親元新規就農者が購入した農機具・農業施設等購入費用の一部を助成する「新規就農者農機具等購入支援事業」を行っています。



販路拡大支援事業

埼玉県内の農業法人等が生産する農産物、並びに開発した6次産業化商品等について、販路拡大に資する広告宣伝費用の一部を助成する「農業法人PR支援事業」を実施しています。



新規就農者の育成に向けた取組み

埼玉県が実施する「明日の農業担い手育成塾」運営拡大事業について、その運営主体となるJAに対し、当会のSDGs支援積立金による支援をしています。また、埼玉県農業大学校が担い手育成を目的として取り組む「農業大学校カリキュラム充実事業」についてもサポートを行っています。



ビジネスマッチングの取組み

食農バリューチェーンの更なる構築に向け、JAグループのネットワークを生かし農業生産基盤を支える農家や農業法人の販路拡大と、より良い食材等を求める食農関連企業等のマッチングに取り組んでいます。また、労働力確保のための農業者向け人材サービスの紹介や農業法人に向けた福利厚生制度の紹介など販路拡大以外での取組みも実施しております。



農業関連専門求人サービス「あぐりナビ」

(ポリシー2) 豊かな暮らしのある地域社会の維持に向けた貢献

J A バンク食農教育応援事業

次代を担う子どもたちが、食・環境と農業への理解を深めるきっかけとなることを願い、教材本を県内小学校に贈呈しました。



地域への金融教育機会の提供

地域の農業発展と担い手育成支援の取組みとして、埼玉県農業大学校に対して農業経営シミュレーションゲームを活用した出前授業を行ったほか、JAと連携したなかで県内農業高校等への金融教育支援に取り組んでいます。



令和7年5月1日 埼玉県農業大学校での授業

埼玉県社会福祉事業団への助成

地域福祉への貢献の一環として、埼玉県の社会福祉施設の管理・運営を実施している社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団へ、役職員からの寄付金並びに当会からの助成金を贈呈しました。

令和7年9月17日 埼玉県社会福祉事業団
播磨理事長（右）より感謝状を受領



特殊詐欺被害防止に向けた取組み

近年多発する特殊詐欺の根絶に向け、JAバンク埼玉と埼玉県警察本部は「特殊詐欺等の被害防止にかかる協定」を締結し、詐欺被害拡大の抑止や未然防止を図っております。

また取組みの一環として、ATMに人感センサー付音声自動再生器「せっと君」を導入し、職員が声掛けできないATMの利用者に対して警告アウンスによる注意喚起を行っています。



埼玉県パパ・ママ応援ショップへの協賛

少子化対策として、埼玉県が市町村・企業と連携して子育て家庭を応援する「パパ・ママ応援ショップ」事業に協賛し、子育て支援に取り組んでいます。

当会は、協賛店として対象者に定期貯金や定期積金の金利を上乗せすることで、県内「子育て家庭」の資産形成を応援しています。



フードバンク埼玉への協力

食品の支援を必要とする方々を支える福祉施設等に、無償で食品を提供している特定非営利活動法人フードバンク埼玉へ、防災備品の入替えに伴い備蓄食品を提供しました。

令和7年5月22日 特定非営利活動法人フードバンク埼玉へ備蓄食品を提供



各種相談会・セミナーの開催

● JA年金相談会の開催

J Aバンク埼玉では、組合員・地域の皆様からの年金相談ニーズに応えるため、社会保険労務士を招いて「JA年金相談会」を開催しています。

上期は、58回開催し、延べ479名のお客様にご来場いただくとともに、460件の相談に対応しました。



●組合員向けセミナー、個別相談会の開催

J Aバンク埼玉では、組合員・地域の皆様への情報提供の機会として、財産承継、遺言及び資産形成等各種テーマのセミナーを開催しました。また、相続個別相談会には当会財務コンサルタントを派遣し、お客様一人ひとりのお悩みや想いを伺いながら、現状分析と対策のご提案を通じてご意向実現のサポートを行っています。



令和7年7月27日 JA いるま野 柳瀬支店 相続セミナー

(ポリシー3) 環境問題の解決・気候変動の課題に対する貢献

埼玉森林サポータークラブへの助成

水資源や豊かな農地を次世代に引き継ぐため、県内で森林保護ボランティア活動を実施している特定非営利活動法人埼玉森林サポータークラブへ、役職員からの寄付金並びに当会からの助成金を贈呈しました。

令和7年9月3日 埼玉森林サポータークラブ霜触会長（左）へ目録を贈呈



事業活動に関する脱炭素への取組み

当会は、「サステナブル経営ポリシー」に基づき、令和4年度より当会事業活動におけるCO₂排出削減に向けた取組みを進めています。

■EV車両の導入 当会営業用自動車に電気自動車(EV)を導入し、CO₂を含む排出ガスの削減に取り組んでいます。

■ペーパーレス化の推進 無駄なコピー削減等、業務における恒常的な取組みと合わせ、ペーパーレス会議システムや各種ワークフローシステムの導入等により、ペーパーレス化を推進しています。

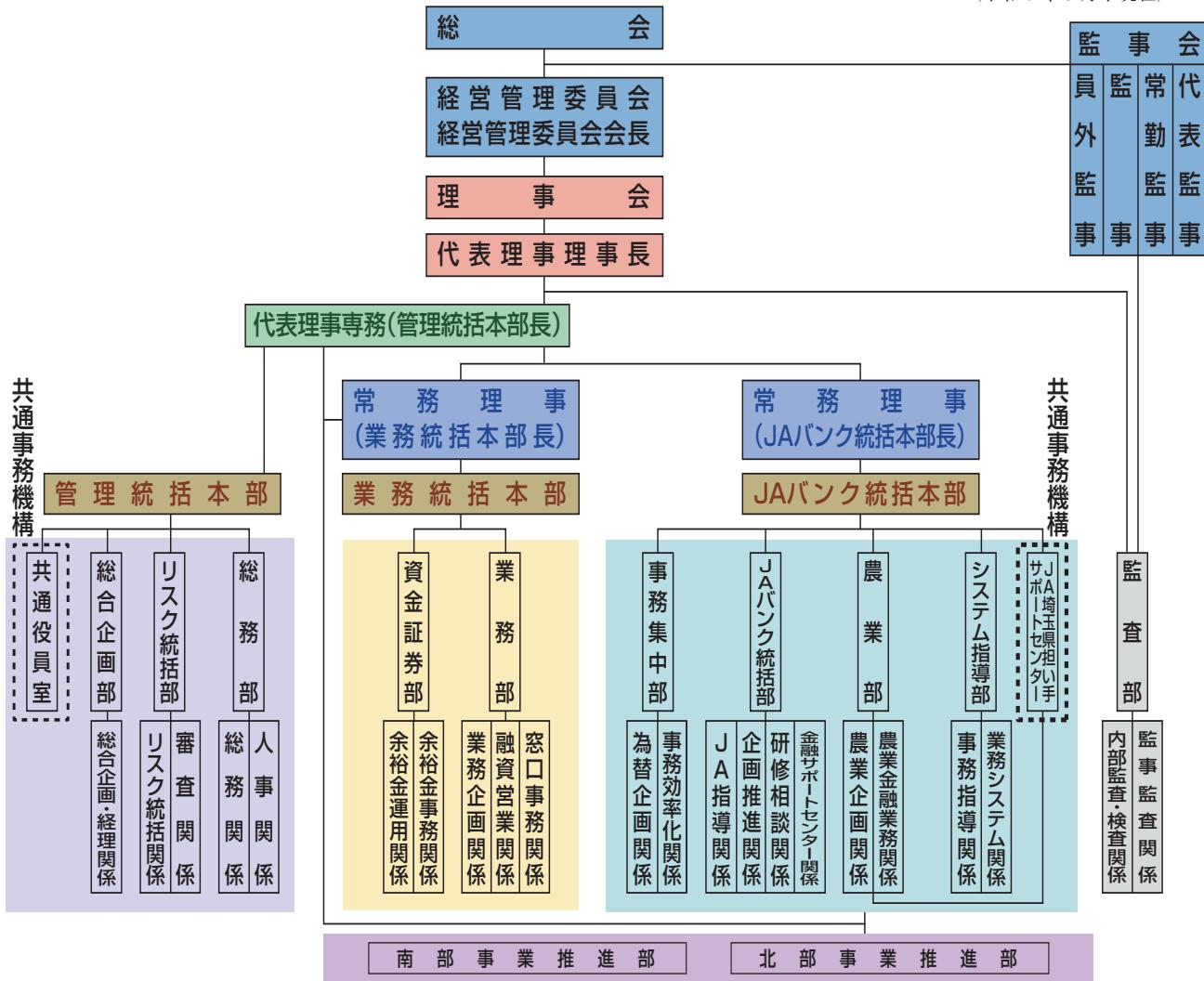
■再エネ(卒FIT)を活用する電気メニューの導入

当会は事業所にて利用する電力について、地球温暖化効果ガス排出係数ゼロの電気メニュー「彩の国ふるさとでんき」を導入し、環境活動をサポートしています。



►機 構

(令和7年9月末現在)



►店舗等一覧

■ 営業店舗

(令和7年9月末現在)

名 称	所 在 地	代表電話番号	FAX番号
本 店	〒330-9001 さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号	048(829)3504	048(829)3588

■ 推進拠点

名 称	所 在 地	代表電話番号	FAX番号
南部事業推進部	〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2丁目16番6号	048(829)3010	048(829)3013
北部事業推進部	〒360-0031 熊谷市末広1丁目62番地	048(524)9711	048(525)4543



耕そう、大地と地域のみらい。



JAバンク埼玉県信連
埼玉県信用農業協同組合連合会

〒330-9001 さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号
TEL 048-829-3504 FAX 048-829-3588



JAバンク埼玉県信連ホームページ
<https://www.jabank-saitama.or.jp/kenshinren/>



JAバンクホームページ
<https://www.jabank-saitama.or.jp/>

